

令和4年士幌町議会第2回定例会

1 議事日程 令和4年6月7日(火曜日)

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 中村 貢 議員

町長の町づくりについて

2 清水 秀雄 議員

ジェンダー平等の実現へ

3 大野 明 議員

士幌町の防災への取り組みについて

4 牧野 圭司 議員

士幌町のIT・ICT化について

日程番号3 議案第8号 令和4年度士幌町一般会計補正予算

日程番号4 追加議案第9号 工事請負契約の締結について

日程番号5 追加議案第10号 工事請負契約の締結について

日程番号6 追加議案第11号 工事請負契約の締結について

日程番号7 会議案第3号 議員派遣の件

日程番号8 意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書

日程番号9 意見書案第4号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

日程番号10 意見書案第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書

日程番号11 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

日程番号12 意見書案第7号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
(閉会中継続調査申出書)

2 出席議員(12名)

1番 加藤 宏一 2番 河口 和吉 3番 大西 米明 5番 伊藤 健蔵

6番 清水 秀雄 7番 牧野 圭司 8番 曾我 弘美 9番 中村 貢

10番 森本 真隆 11番 大野 明 12番 矢坂 賢哉 13番 秋間 紘一

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志

代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務企画課長	西野 孝典
会計管理者	三野宮智恵子	町民課長	吉川 和美
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三
建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 讓

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会議の経過 (午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、河口和吉議員及び3番、大西米明議員を指名します。</p>
2	中村議員	<p>日程第2、一般質問を行います。</p> <p>質問の通告がありますので、順次発言を許します。</p> <p>質問順位1番、中村貢議員。</p> <p>高木町政になってから初めての一般質問ということで、1番バッターとして質問させていただきます。</p> <p>町長のまちづくりについて。1期4年間の高木町政がスタートしました。チームしほろ農村ユートピア2世紀へを目指し、6項目の基本姿勢が第4回臨時町議会で表明され、5月の町広報紙しほろでも掲載されました。私たち町議会議員はもとより、町民の皆様も大変高木町政に期待をしています。6項目の基本姿勢、重点的な施策の中で特に最重点で実施したい項目は何なのか、併せて前小林町長の継承と話していましたが、特にどの政策に対して継承していくのか伺います。</p>
	秋間議長	<p>答弁を求めます。町長、登壇願います。</p>
	高木町長	<p>中村議員のご質問にお答えをいたします。</p>

令和4年3月29日の令和4年第4回臨時会において、私の今後4年間の町政に取り組む所信を述べさせていただきました。初めに、基本姿勢であります、公正、公平、現場第一主義、人に環境に優しい町政、持続可能な行政運営とまちづくりの3つであります。そして、チームしほろ農村ユートピア2世紀へ、真に豊かな農村しほろを築くための6項目の重点的な施策として、新型コロナウイルス対策、地域産業の活性化と雇用の創出、関係人口の拡大と移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援・教育の充実、安心して住み続けられる地域づくり、持続可能なまちづくりの推進を掲げさせていただきました。

この中でまず、喫緊の課題である新型コロナウイルス対策に万全を期して、様々な対策や支援を講じてまいりたいと存じます。そして、次の100年、2世紀に向けて自信を持って次代の子供たちに町政のたすきをつないでいくためには、6番目の持続可能なまちづくりの推進という長期的な視点が必要であり、行政改革の着実な実施による健全な行財政運営を行い、次代の子供たちに大きな財政負担を残さないことを基本とした上で、地域産業の活性化と雇用の創出、関係人口の拡大と移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援・教育の充実、安心して住み続けられる地域づくりに取り組むことで、真に豊かな農村しほろが実現できるものと考えております。

次に、小林前町長のどの施策を継承していくかについてであります。本町は平成12年の過疎地域自立促進特別措置法によって財政力要件は基準を満たしているものの、人口減少率が基準を満たさず、過疎地域の指定を受けられなかったことから、過疎対策事業債を発行することができず、その後の行財政運営に少なからず影響を及ぼしたところでありました。そのため、平成24年からは小林前町長の呼びかけにより過疎指定とならなかった人口1万人未満の町村で過疎法適用外小規模町村連絡会議を組織し、その代表兼幹事長として国に対し過疎対策事業債に準じた地方債の新設などの財政的な支援措置について、精力的な要請活動を実施してきたところでありました。今後においてもその思いを継承しながら、連絡会議において引き続き制度の拡充と過疎法適用外小規模町村の振興に向けた要請活動を展開してまいりたいと存じます。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
中村議員

再質問があれば許します。中村議員。

今町長から大変細かい説明をいただきましたので、その中でまず最初に近々の最優先課題が新型コロナ対策として今回の補正予算でも商工会費で予算を計上していただきました。そのおかげで商工会員も何とか事業の継続等でいろいろ工夫を凝らしながら頑張っているのが現状であります。しかしながら、なかなか終息が見られないと。ただ、十勝ではやっと3桁あったものが2桁で落ち着いてきていると。また、

本町においても残念ながらゼロではない。何人かが毎週出ていると。先週も5名ほどの方がいらっしゃったということで、なかなか厳しい状況あります。ただ、全体的には本当に減ってきていると、こういうのが見られます。しかし、その中でもこれほど補正予算で計上していただきましたが、いわゆる飲食店、商売人はやはりどうしてもお客さんです。これが一番大事であって、商売をやめてしまったということで、特に飲食店関係では個人客も多少ぼつぼつと来ているにもかかわらず、団体客においては全く皆無と、そんな状態がここ2、3年続いております。本当に大変厳しい経営状態が続いている中、飲食店はいわゆる第三者認証をほとんどが取得しております。その中で人数制限、前回の3月に解禁になってからは4名から5、6名、8名ぐらいまでですか、ぐらいいいのではないかと、町のほうからも話がありますが、今団体関係でやはりその辺を考えていただいて、何とか団体客が各商店、飲食店に訪れるような、そういう対策を考えていただきたいと思うのですが、その辺について町長の考えを伺いたいと思います。

秋間議長
高木町長

町長、答弁願います。

先日の臨時会におきまして事業復活応援支援金のほか、プレミアム商品券と飲食店専用クーポン券に関する補正予算の可決をいただきまして、今給付の申請を受け付けているところでありまして、また商品券とクーポン券につきましては早期に発行できるよう商工会において準備が進められていると伺っているところでございます。

まず、飲食店における人数制限についてであります。3月の21日に北海道全域でまん延防止等重点措置が解除されたことから、重点措置期間中については営業時間の短縮ですとか、同一グループ、同一テーブルへの入店案内を4人以内とする制限があったわけですが、これが終了になりまして、北海道内においては3月22日以降飲食において短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話のときのマスク着用をお願いしているところでありまして、人数制限については設けられていないわけでありまして、町民の皆さんもこれと同様でございます。しかしながら、この2年間以上このような状況が続いている中で、町民の皆さんも大人数での会食等を行っていいのかちゅうちょしているというのが現状ではないかと思っているところあります。また、3月から5月にかけては、士幌町内でも感染者数の増加に加えまして町内の関係施設内や職員においても感染があり、ご心配をかけたところでありまして、町職員にありましてはこういった状況もございましたので、家族以外との会食を控えるようにととしていたところでございますが、先ほど中村議員からお話がありましたとおり、町内の例の発生状況も落ち着いてきているところでありまして、6月からは町職員についても段階的に人数制限を緩和していくことといたし

ました。特に短時間、それから深酒をせず、大声を出さずを遵守した上で、まず8人以内での会食といたしまして、今後町内の感染状況を鑑みながら、町職員について第三者認証店においては人数制限をなしということで認めていくこととしたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

秋間議長
中村議員

再質問あれば許します。中村議員。

確かに終わってからは8人程度ということですが、いずれにしても町民ということは、やっぱり町民は町の体制ですか、それを見ながら注意しているということで、先ほど今町長も商業振興策でプレミアム商品券、これも本当にありがたいことなのですが、出されてもそれを使ってもらえない、そういう現状があるので、なおさら今町長が言われたとおりに何とか町自ら注意をしながら、第三者認証を受けている飲食店についてはある程度の緩みを持って対応していただければ、当然町民の方もそれは駄目だから、大丈夫なのかという状態になりますので、ぜひそれについてはしっかりと対策をしていただきたいと思います。

続きまして、3項目の基本姿勢、6項目の重点的な施策の答弁をいただきましたが、その中で特に重要と思われるのが持続可能な政策運営とまちづくりだと思います。本町の人口の減少と高齢化率が進んでおります。令和3年4月から令和4年3月までの1年間で出生率が38人と。死亡者、お亡くなりになられた方が89人と。いわゆるこの差が51人です。この傾向はここ2、3年ずっと続いているということなので、注目をしたいところなのですが、さらに65歳以上の高齢化率はこれも毎年本当に増加していきまして、特に3年までは33.9%ですか、もちろん70歳以上、75歳以上の高齢者率も毎年それに併せて増加をしています。その対策とも思われる、今回町長が独自の高齢者等の介護をする事業者や就業者に対する従業者就業支援等補助金や子育て中の親に対する在宅子育て世帯応援事業は、これは本当に大変よい新規事業だと思われれます。この機会に今まで子供の対策とかいろいろとやっていますが、いわゆる見直しですか、新町長として新たに出発したわけですから、それについて見直しを考えてはどうかと。例えば一例として、これはもう一例ですが、給食費の無料等、新たにその辺について町長の考え方を伺いたいと思います。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

私の重点的な施策といたしまして、子育て支援に関しましては経済的な負担軽減というものを掲げさせていただいているところでございまして、さきの政策予算におきましても子供の医療費の無償化に関しまして、これまで中学生、15歳までであったものを高校生、18歳まで無償としたところでありまして、また先ほどお話にありました新たに在宅子育て世帯応援事業というものを創設したところでもございま

す。さらに、これまで子育て支援の一環で給付をしているものにつきましても、その見直しや議員からの提案のございました給食費の無料等についても経済的な負担軽減という考え方の中で総合的にこれについては検討してまいりたいと存じます。今後庁内の政策推進調整会議や土幌町子ども・子育て会議での議論をはじめ、議員の皆様とも十分に協議してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

秋間議長 再質問があれば許します。中村議員。

中村議員 ぜひ新たな町長、いろんな案を提出して実行していただきたいと思っています。

続きまして、町長が目指すまちづくりの施策、考案する部署は企画担当と思われませんが、現在はグループ制がしかれまして総務企画課の企画グループとなっています。いわゆる横のつながりなどいろんな利点があり、平成19年度から本格的にスタートしてから15年であります。グループ制の導入は、芽室町が道庁を参考に導入し、各町村でも始まりましたが、今では本町を含め数町村だけだと思われます。企画の案は、やはり町長の立案について右腕的な存在になると思われます。現在の総務企画課と切り離すか、もしくはグループ制の在り方について考える時期は来ていると思われますが、町長の考えを伺います。

秋間議長 町長、答弁願います。

高木町長 本町におけるグループ制については、これまで課、係制から大きな単位の課となり、それまでの課がグループ、そしてグループ内の職員はスタッフとして従来の2係から3係の業務を横断的に行うこととしたものでありまして、平成16年度に保健福祉課においてまず導入をされまして、その後平成18年度ですか、町民課、産業振興課、建設課、教育課が導入しました。最後に、平成19年度に元の総務課と企画課が総務企画課となって全面的に導入となったものでございます。

現在町づくり総合計画ですとかまち・ひと・しごと創生総合戦略あるいは行政改革の取りまとめ、またこれらに対する推進を担当している部署は総務企画課の企画グループでございます。私の政策実現のために役場庁内におきましては政策推進調整会議を開催しながら議論を深めてまいるところであるのですが、先般の会議の中で現在のグループ制の検証を行うことを私のほうからこれは提案をしたところとございます。議員から提言のございました企画部門に限らず全体的な機構の見直しについても十分検討を行いながら、より機能的な組織となるよう進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

秋間議長 中村議員。

中村議員 ぜひ検討していただいて、特に私は企画課が町長の思いや何かを実際に企画立案をして行動する、そういう企画だと思われますので、ぜひ

それについては何とか考えていただきたいと思います。

続きまして次に、前小林町長の継承で過疎指定から外れて財政運営に少なからず影響を及ぼしているため、前町長は全道、全国に呼びかけ、組織を結集し、過疎債に準じた地方債の発行など財政的な支援措置について精力的に要請活動してきたので、その思いを引き継ぐと答弁をいただきました。現実には過疎法適用外小規模町村連絡会議の成果はあったのかということを知りたいと思いますし、町長も政治家です。政権与党代議士も十勝にいますので、ぜひ国を向いて力を発揮していただきたいと思いますが、町長の考えを伺います。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

過疎法適用外小規模町村連絡会議におきましては、過疎の適用にならないで頑張っております小規模町村が連帯をいたしまして、これまで例えば令和3年の4月から施行された新過疎法の議員立法に際しまして、過疎指定要件に人口減少率や財政力指数だけでなく、人口規模、密度など実態に即した要件を加えるよう要請をしておりますが、基本的にはこれまでの過疎法に準じた人口減少率の考え方が法律の中では踏襲をされまして、本町が行ってきました農業を基幹とした農村工業によります雇用の確保や様々な移住、定住対策によって人口減少を抑制してきたことが結果として過疎指定にはならなかったわけでございます。しかしながら、活動の成果といたしまして、特別交付税で算定をされております準過疎地域の算定が平成30年度まで本町においても継続されてきたことや緊急防災・減災事業債においては対象事業が広域事業などに拡充されたこと、また本町にとりまして非常に大きかったといたしますのが今年7月に完了するわけではありますが、供用開始となります予定の農村部の光ファイバー網の整備に関しまして、地元負担分の財源として当初過疎債のほうで充当できるということであったわけでありまして、これに対しまして道内の過疎法適用外の町村及び北海道町村会と連携をいたしまして、国や北海道に対して要請活動を行った結果、辺地債やコロナ対策の地方創生臨時交付金の充当が認められたこと、これが一番大きかったと思っております。

今後におきましても議員からお話があったとおり、地元十勝選出あるいは道内選出の代議士の先生方のお力もお借りしながら、過疎対策事業債に準ずる交付税算入のある地方債の新設や既存の起債についてもその拡充について過疎法適用外小規模町村連絡会議や町村会とも連携した活動を展開してまいりたいと存じますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

秋間議長
中村議員

再質問あれば許します。中村議員。

そういう先生方を使って、ぜひ国に赴いて予算を取ってきていただきたいと思っております。

最後になりますが、これは答弁要らないですが、町長は町民の話を聞きながらまちづくりを進めていくと言っております。また、現場第一主義とも言っております。聞く耳を持つこともこれは大切なことだと思います。しかし、新町長として、いわゆる多少の失敗も許される形になると思いますので、ぜひ町長の意思でリーダーシップを発揮して自信を持ってこれからの行政、まちづくりに対して努力していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

秋間議長

以上で中村貢議員の質問を終わります。

質問順位2番、清水秀雄議員。

清水議員

私は、町長にジェンダー平等の実現へ、質問を行います。

ジェンダー視点であらゆる政策を捉え直す、ジェンダーとは生物学的性別ではなく、社会的、制度的、文化的につくられてきた性差を指す概念的な言葉であります。身体的特徴にもグラデーションがあることや性自己同一性、性自認と身体的特徴は必ずしも一致しないことは解明されていました。ジェンダー平等社会とは、多様なそれぞれの人がある人らしく生きていくことが大事にされる社会であります。

世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数は、政治、経済、健康、教育の分野の指数を比較したもので、2021年には150か国中120位、10年前の101位から大きく順位を下げています。特に政治分野で147位、経済分野で117位と総合順位を引き下げています。ジェンダー平等の社会は、男性にとっても女性にとっても豊かで生き生きとした社会であるはずで、あらゆる分野の計画、法制度、政策などジェンダー平等の視点で捉え直し、全ての人の尊厳を守れる社会にするためには、根底から作り直していくべきと考えます。特に賃金の平等は、ジェンダー平等社会を築く土台となるものです。男女賃金格差の解消は、大きな課題と考えますが、町長の所見を伺います。

秋間議長

町長、答弁を求めます。

高木町長

清水議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ジェンダー平等社会についてであります。国際的には2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標、SDGsの中で2030年までに達成すべき17の目標の一つとしてジェンダー平等の実現が掲げられ、ジェンダーによる差別を解消し、個々の能力が生かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことは世界共通の課題となっております。

また、国内においては、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などにより男女平等の実現に向けた様々な施策が取り組まれ、本町においては2005年に土幌町男女共同参画推進条例を施行し、現在は第4期土幌町男女共同参画基本計画の下、男女共同参画の推進を総合的かつ計

画的に推進をしているところであります。

一般的に男女賃金格差という点で指摘されているのは、労働時間や学歴による差ではなく、勤続年数や職務上の階級において男性との差が生じ、その要因の一つが出産による職場からの離脱であると言われ、このほか指導的地位に占める女性の割合が低いこと、女性の方が家事に費やす時間が多いこと、女性に非正規雇用が多いことなどが男女間の格差として生まれ、賃金に差が生じてしまう要因であると言われていています。また、本年6月2日に公表されたSDGsの達成度・進捗状況に関する国際レポートにおいても日本の取組が遅れている指標として男女の賃金差や家事、子育てなど無賃労働時間の男女差が挙げられるなど、社会全体を見ますといまだに性別による固定的な役割分担意識が残っていることは否定できない状況であります。

ご質問の賃金の平等、男女賃金格差についてであります。本町の職員に関しましては本年4月2日現在の職員数は正職員が248名、会計年度任用職員が144名、合計392名となっており、男女の構成比としましては男性157名、40%、女性235名、60%となっております。

なお、正職員及び会計年度任用職員のいずれにおきましても採用や昇格、賃金を含む労働条件において性別による差や違いは一切ないところであります。

今後も全ての人が性別にかかわらず平等に認められ、互いに尊重し合い、自分らしさを発揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取組が必要と認識をしており、様々なご意見や社会の変革を踏まえ、引き続き町としても取組を進めてまいりたいと存じます。

以上、清水議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

ただいま町長から答弁いただきました。町の正職員、会計年度任用職員についても差別はないと。男女の賃金差別はないということでしたが、町長も述べていますように女性の場合は結婚、出産あるいは妊娠の時点から職を離れるという女性が多いということで賃金格差が生まれていると、それは町長もお認めになっているところであります。

そこで、お伺いいたしますが、国連では2020年までに政策決定の場などへの女性比率を30%にするという取組を進めると述べています。2030年に向けて50%を目指していると。そこで、お伺いいたしますが、地方自治体見ると管理職、これは課長職以上ですが、以上における女性の人数と割合は市区町村で15.8%、都道府県で11.1%で、増加傾向であります。2020年までに30%という目標には大きな開きがあります。そこで、お伺いいたします。本町の場合、管理職、課長職以上ですが、女性の比率はどのようになっているのでしょうか。人数と割合をお伺いいたします。

秋間議長	町長、答弁求めます。
高木町長	本町における管理職員に占める女性の割合ということにつきましては、総務企画課長のほうから数字的なことについてはお答えをさせていただきます。
秋間議長	総務企画課長。
西野総務 企画課長	総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。 本町の令和4年度、本年度の管理職員、主幹以上になりますが、合計で37名おりまして、そのうち女性の割合が9名、率にしますと24.32%となっております。 以上でございます。
秋間議長 清水議員	再質問あれば許します。清水議員。 今37名中、女性の比率が24.32%ということでございました。そこで、詳しくもう少し詰めて伺っていきたいと思います。 一番は、私は女性の賃金格差ということでお伺いしたいのは、女性の経済的自立の弱さというのは何かあれば食べることさえ困難になるということに直結しています。シングルマザー世帯では、就業母親の53.3%が非正規雇用で、平均年収133万円という低さです。国税庁調査での男女別の平均年収は、男性532万円に対して女性は293万円で、40年間勤務すると生涯年収は約1億円の差となります。国税庁別に見ると、地域によって若干の差はありますが、平均して女性は男性の55%です。先ほども申し上げましたが、出産前後で4割の女性が退職し、結婚、妊娠時に入れれば6ないし7割が退職しており、出産後に退職、その後は非正規で働くというケースが非常に多いと。そういうケースで試算しますと、正規男性2億4,989万円に対して9,130万円、約1億6,000万円の差です。このような男女賃金格差は、退職金や年金など老後に大きな影響を与えます。現在厚生年金給付、これは月額国民年金も含むのですが、男性の一番多い層は17万円から18万円、女性では9万円前後、全体の3割はそれ未満となっております。これについて町長はどのようにお考えになりますか。
秋間議長 高木町長	町長、答弁求めます。 今清水議員のほうからございました男女の賃金格差の実態という、日本全体でいえば現状としてはやはりそういうことになっているのかなということは私も理解をするところであります。やはり女性が結婚をしても、あるいは出産をしてもしっかり働き続けられる、いわゆる職場、それにはやはり育児休業というものもしっかり取れて、それを取った後に復職をするということがしっかりできて、なおかつ子育て期間中、しっかり保育サービスなどがあって、そういった結婚しても出産しても職場にまた復帰できるというものをしっかりとつくっていくことが賃金格差というものを縮めていく、あるいは最終的にはなくすということにつながっていくのかなと思っているところでございま

す。

職員が300人以上の企業においては、男女の賃金格差などをしっかりと公表しなければならないということになってございますので、今後は一般の事業所においてもそういったことでその差が徐々に縮まり、将来的にはそれがなくなっていくものと私どもは考えているところでありますし、当然町としてもそれらに向けて事業所に対してこういったことの周知などをしっかりとやってまいりたいと考えているところでございます。

秋間議長
清水議員

再質問あれば許します。清水議員。

今お尋ねしたように、1億円の賃金格差ですから、それが老後の生活に直接響いていくと。それに対して自治体として、それは町長の立場からどうこうできる問題ではないと思います。これは、やはり国の制度としてそれに対してどう変えていくかということにあると思います。そういう点での町長のご努力を求めたいと思います。

次に、ケア労働、官製ワーキングプアへの自治体の責任について伺います。賃金格差の要因に従来女性が多く働いてきた介護、福祉、保育などのケア労働の賃金が他産業より低いことがあります。全産業平均の33万6,000円に対して保育士は24万9,800円、介護職員は25万2,300円と8万円の差があります。これは、そういう差について岸田政権は約1,000億円の介護職員処遇改善支援補助金を交付して、月9,000円の賃上げ分として今年9月まで予算を組んでいます。格差是正には少な過ぎ、10月以降は介護保険料の利用料に上乘せする仕組みであることから、様々な問題が指摘されています。このことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

まず最初に、介護士あるいは保育士の賃金が低いというお話があったかと思うのですが、町の職員におきましては介護士、保育士、資格取得のためには短大を卒業してそのまま資格が取れるもの、あるいは国家試験を受けて取得するものがあるかと思うのですが、事務職員と介護士、保育士で新卒の初任給ということでは、本町においては全く同一でございます。

その上で、本町におきましても処遇改善ということで、本年の2月から正職員と会計年度任用職員の間で若干差がございましたので、会計年度任用職員を正職員と同じ賃金にするということで処遇改善をさせていただいてございます。これらについて、当然この中では月平均9,000円相当処遇改善を行うと。それは、ではどこでその費用を賄うのかということで、介護報酬等でそれは算定されていくと思っているところであるのですが、これについては国のほうでは社会保障審議会介護給付費分科会において議論をされていると伺っておりますので、そういった内容を注視しながら、本町としても対応していきたいと考

秋間議長 清水議員	<p>えているところであります。</p> <p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>ぜひそういった方向で努力していただきたいと思っております、先ほども述べましたから。</p> <p>次、自治体がワーキングプアを生み出している当事者ではないかということについて伺います。労働法制の規制緩和によって、働く女性の56%がパート、派遣契約などの非正規雇用です。自治体では、国の交付金において行革推進の誘導が行われ、住民サービスが第一の業務においてもアウトソーシング、民営化、指定管理制度など様々な方針が持ち込まれ、既に多くの業務は派遣や契約、パートなど非正規雇用で代替させられています。2020年から導入された会計年度任用職員制度では、臨時職員の待遇改善を進める名目で契約更新を限定させ、正規化を阻むものとなっています。全国62万人の会計年度任用職員のうち、技能労働職員を除けば保育や図書館、給食など9割以上が女性、一般事務職でも8割が女性です。制度導入で1日の労働時間を短縮され、ボーナスが支給されたが、そういう点での違いが大きく出ていますが、こういった点について町長はどのように考え、本町としてどのように対処していくのか、認識を伺います。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長、答弁求めます。</p> <p>まず最初に、令和元年度において本町においては特別養護老人ホームの介護士、あるいは子ども課における保育教諭の準職員が数多くいたわけではありますが、これを正職員化をしてきたところであります。また、会計年度任用職員についてであります。これは国において統一的な取扱いが定められて、地方公務員の任用制度全般が明確に整備されたというふうに認識をしているところでございます。今後とも任期の定めのない常勤職員をはじめ、会計年度任用職員の制度など様々な任用形態の業務を性質に応じて活用いたしまして、効率的あるいは効果的な行政サービスの提供につながる職員体制を構築をしていきたいと考えているところでありますし、また議員から話ございましたアウトソーシングあるいは指定管理におきましても、委託の中ではその事業者からの見積りにいわゆる労働の単価等がきちっと記載されておりますので、予算査定の中ではそのような内容についても十分チェックをしながら予算を措置しているということでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。</p>
秋間議長 清水議員	<p>再質問あれば許します。清水議員。</p> <p>男女賃金格差の要因というのは、1つは制度的、政治的に作り出されてきた男女役割分担にあるというふうに指摘されています。非正規化による貧困化、保育や介護など女性の多いケア労働の賃金が抑えられるということです。賃金格差の一つである出産退職は、女性の要求ではありません。全労連女性部調査では、職場に両立を支援する制</p>

度や雰囲気になかった、これが20.3%です。自分の体力がもたなさそうだった、16.8%、勤務時間が合わなかった、15.1%です。こういった様々な要因があって作り出されて、女性が退職せざるを得ないという状況に追い込まれていると。これは、もちろん国の制度の中で、自治体としてはどうすることもできないものですが、町長としてどのようにこういった制度に対して立ち向かっていくのか、女性の立場をどのように向上させていくのか、その点の認識をお伺いします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 各事業所におきましては、特定事業主行動計画というものを策定をしなければならないと。それは、ある程度の規模の事業所であるのですが、やはり今議員言われたように結婚、出産に対して辞めざるを得なくなるような周りの環境ではなくて、しっかりそれをサポートしていくということをそういう雰囲気を醸成していくということが一番大切なのかなと考えてございまして、行動計画というものも各事業所においてはつくらなければならないと。その中では、例えば男性のほうの育児休業の取得を促進するだとか、そういったことも行動計画の中では定めなければならないことになってございまして、そういったことを通じながら各事業所においてそういった雰囲気をつくっていただくと、そういうふうに町としても考えてまいりたいと思っております。

秋間議長 以上で清水秀雄議員の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

秋間議長 それでは、休憩を解き会議を再開します。

質問順位3番、大野明議員。

大野議員 私は、町長に土幌町の防災への取組について質問をさせていただきます。

近年は、自然災害による被害が多く発生しており、今後も心配されているところであります。土幌町においても防災に対する取組を強化しており、昨年は国の緊急防災・減災事業制度を活用し、防災ラジオが町内全戸に配備されました。防災ラジオは、昨年4月より運用され、1年以上経過し、町民への情報提供が強化されたと感じています。今後についても防災に対するさらなる取組の強化を期待するところですが、他の市町村では国の地域防災マネジャー制度を活用し、防災の専門的知識を有する防災担当職員を確保しているところがあるようです。そこで、今回は防災ラジオの活用状況とこれからの土幌町の防災への取組についてお伺いいたします。

秋間議長
高木町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、防災ラジオの活用の状況についてであります。近年大規模な自然災害が毎年のように発生し、迅速かつ正確な災害避難情報等の把握や即時対応がより重要となっている中、本町においても令和2年度に国の緊急防災・減災事業を活用し、災害時の情報伝達手段として有効な防災行政無線の整備を進め、防災ラジオを2,800台導入したほか、屋外拡声機を町内3か所に設置し、令和3年度から運用を開始したところであります。

防災ラジオについては、町内の家庭や事業所、避難所に計2,628台を配付し、そのうち一般世帯への配付は2,526台となり、全世帯に対する配付率は98.8%となっております。また、年間の放送回数は令和3年度で計75回となり、その放送内容としましてはこれまで大雪などの気象警報に加え、町内の新型コロナウイルス感染症の発生状況、ワクチンの接種案内、選挙時の投票の啓発等について活用しているところではありますが、町づくり懇談会等でその放送内容の充実についてご意見をいただいているところでもあり、今後におきましては町民の皆様により必要な情報が届きやすく、注意を払って聞いていただける放送内容について常に工夫、検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、地域防災マネジャー制度についてであります。地方公共団体における防災計画の作成、防災訓練の企画、実施、さらには災害が発生した場合における自衛隊などの実動機関との調整など地方公共団体の幅広い防災業務への対応のため、退職自衛官を地域防災マネジャーとして採用、配置する制度で、その雇用に要した経費については2分の1を国が特別交付税の対象としております。本町としましても、防災体制の強化に向け、本制度を活用したいと考え、自衛隊の担当窓口と連携し、現在人材の募集を行っているところであります。

今後の防災への取組につきましては、5月の臨時会において補正予算の議決をいただきました自主防災組織への活動助成や防災ガイドブックの更新、充実を進め、議会でいただいたご意見も踏まえ、自主防災組織の設立やその活動の促進、防災行政無線を活用した防災意識の向上を図り、併せて地域防災マネジャーの配置や地域防災計画の見直しについても検討を進め、地域の防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。そのほか、防災備蓄品の充実、防災登録制メールの運用、見守り、防災協定の締結等を行い、4月には北十勝4町においても広域防災に係る相互応援協定を締結したところであり、引き続き町民の皆様が安心、安全を実感できるよう防災、減災に関する取組の推進に留意をしてまいりたいと存じます。

以上、大野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長 再質問があれば許します。11番、大野議員。

大野議員 今町長からの回答の中にありました北十勝4町の相互応援協定については、町民の安全、安心という点で私も非常によい取組であると思っていたところです。

それでは、再質問をさせていただきます。防災ラジオについてですが、最近では新型コロナウイルス感染症に関する放送が流れているのがよく耳に入ります。新型コロナウイルス関連情報も確かに重要ですが、町民にとって有益な情報とは新型コロナウイルスに関したことのみではないかと思えます。そこで、町として防災ラジオで放送する内容をどのように考えているのか、また実際放送するに当たって役場内部でどのような経過を経て放送しているのか、その仕組みについてお伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 議員ご指摘のとおり、最近では北海道から発表になります前1週間の町内の感染者数ですとか、役場庁舎を含めた町関係施設での職員の感染について放送をする機会が多くありまして、行政報告でも申し上げましたが、町民の皆様大変ご心配をおかけしているところでございます。引き続き職員はもとより町民の皆様には感染予防の行動に留意をいただきたいと考えておりますし、また先ほど申し上げましたとおりコロナ関連以外の放送についてもその内容の充実に努めてまいりたいと存じます。

防災無線の放送の内容、これらの仕組みにつきましては、総務企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 総務企画課長。

西野総務 総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。

企画課長 防災無線のまず放送内容についてでございますが、町の規則がございまして、その中に規定している内容といたしましては、まず1つ目に非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡に関する事、2つ目に地域住民の生命、財産の保護に関する事、3つ目に町政について周知または協力を必要とする事項に関する事、4つ目にその他町長が特に必要と認める事項に関する事という内容で放送内容について規定をしているところでございます。

実際の運用上は、防災用途以外の利用も可能としているところでございますが、防災ラジオ町内全戸に対して放送するという影響も鑑みまして、防災用途以外での活用に当たりましては放送内容について所属関係課と協議、調整を経て最終的には理事者の確認、許可を得まして放送を可能としているところでございます。

町民の方からは、防災ラジオをもっと活用すべきというようなお声もいただいているところでありますので、防災に関する啓発ですとか、そういった普段の放送内容につきましては今後も精査、検討してまい

りますが、一方で放送をあまり多く流し過ぎることで放送内容への関心の低下と申しますか、本当に伝えたい、聞いてほしい放送が伝わらなくなるのではというような懸念も危惧も否めないのではないかなと考えているところでございます。今後につきましても様々なご意見を踏まえまして、町民の方により伝わりやすい放送内容について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 放送内容について精査されていることは分かりました。放送する内容については、引き続き検討し、よりよい放送になるように努めていただければと思います。ただ、どんなに放送内容がよくてもラジオ自体が鳴らなければ全く意味がないものとなってしまいます。確認の意味も込めまして、防災ラジオの取扱いに関する注意事項と町民に対してしっかりそのことを知らせているのかお伺いいたします。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 防災ラジオの取扱いあるいは注意事項につきましては、総務企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長 総務企画課長。

西野総務 総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。

企画課長 防災ラジオの取扱いにつきましては、防災ラジオの電源に関しましてはACアダプターと電池との利用が可能となっております。停電時は自動で電池に切り替わるというような機能を有しております。ACアダプターなのですが、正しく接続されている間は電池の消耗はほぼございませんが、劣化による液漏れを防止するために、1年に1回程度の電池交換を町としましてはお願いしているところでございます。このことにつきましては、町外から転入ですとかで来られた方に防災ラジオをお渡しする際にも町の担当者からチラシの配布と、あと口頭にて説明を行っておりますし、また定期的に役場だより等での周知を行っているところでございます。

それとあと、動作確認、点検放送という意味合いでございますが、毎日夕方5時に「夕焼け小焼け」を放送、流してございます。防災ラジオが鳴らない、鳴動しないといった場合は、町のほうに連絡いただけるように、この点についても周知をしているところでございます。

以上でございます。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 今答弁いただきました注意点は、今後もしっかり町民へ周知していただきたいと思っております。

それでは、そのほかの防災活動についてお聞きしたいと思います。先ほどの町長からの答弁の中で防災登録制メールについて触れられて

いました。防災登録制メールについては、防災ラジオと違い携帯電話で場所を選ばずに防災情報を受け取ることができ、とてもメリットのある仕組みと私は考えています。この防災登録制メールの登録状況について教えていただければと思います。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

まず、本町の防災登録制メール、土幌町防災メールシステムというふうなのでありますが、平成25年から運用を開始しておりまして、町が発信いたします防災情報などを登録者に対してメール送信をするものとなっております。登録に当たっては、2次元コード、いわゆるQRコードを携帯等で読み取ることによりまして簡単に登録が可能となっております。広報しほろなどにも掲載をさせていただき、登録者数の増に努めているところでございます。

なお、登録者数については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

秋間議長
西野総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、西野からお答えさせていただきます。

土幌町防災メールシステムでございますが、現在、5月末現在での登録者数でございますが、481人となっております。町といたしましても複数の情報収集手段を持つことが重要であると認識しておりますので、引き続きこのメールシステムの周知には努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

秋間議長
大野議員

再質問あれば許します。大野議員。

登録者数481人ということで、町民の数に対して若干割合としては低いように私は感じます。先ほど私は、場所を選ばずに情報を受け取ることができる手段として登録制メールはとても有益だという話をさせていただきました。また、答弁にもあったとおり、災害時の様々な状況の中で複数の情報収集手段を提供するということはとても重要との回答がありました。そのような状況の中で、5月の臨時議会において町公式ラインの立ち上げについて予算化されましたが、幅広い世代で活用されているラインには防災に対する情報発信が大きく広がりを見せる可能性を十分に秘めていると感じています。そこで、防災も含めて町公式ラインの活用方法についてお伺いいたします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

5月の臨時会におきまして補正予算を議決いただきました町の公式ラインの開設に向けまして、年代に応じた必要な情報を配信するとともに、住民からの町への情報提供など双方向のコミュニケーションの手段として活用できるように、その構築に向けた準備を進めているところであります。

なお、このラインのシステム業者の選定に当たりましては、公募型

プロポーザル方式を採用いたしまして、現在町のホームページへの掲載により事業者の募集を行っております。参加事業者の審査を経て受託業者を決定し、来月7月からシステムの構築作業を始める予定となっております。

町の公式ラインの活用方法につきましては、受託業者からの企画提案内容も参考にしながら、その具体化を進めることとしておりますが、防災上での活用につきましても防災行政無線との連携や防災情報の発信、防災に関する啓発など町民にとって有益となる情報の伝達手段として、またさらには道路の損傷や倒木などの通報を受けられるシステムとするなど、情報収集を強化する手段とすることも含めまして、幅広く検討してまいりたいと考えているところでございます。いずれにしましても、議員ご指摘のとおり非常に有効なツールとなるものと期待をしておりますので、その構築に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

秋間議長 再質問あれば許します。大野議員。

大野議員 情報発信の強化というお話もありましたが、町の公式ラインについては町民もその活用に非常に注目をしていると思いますので、様々な意見を参考にしながら、町民にとって便利で使いやすく、防災面でも有効な仕組みにつくり上げていただきたいと思います。

また、引き続き防災マネジャーの採用を積極的に検討していただき、自主防災組織への助言、指導や防災講習会の開催、児童生徒向けの防災教育の実施、地域の防災全般に関する相談対応など、地域と連携した防災体制の強化に向けた取組をお願いいたしたいと思います。このような取組により、町民の安心、安全が保障され、町長が町政執行方針で述べられていました安心して住み続けられる地域づくりの実現につながるかと思っておりますので、今後の防災の取組の充実を改めて期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 防災情報の伝達ツールとしまして、防災メールシステム、それから防災ラジオに加えまして公式のラインが加わることとなりますので、大野議員お話しのとおり便利で使いやすく有効な仕組みとしてつくり上げて、さらに自主防災組織への助言、指導や相談対応などの防災体制の強化に向けた取組を進めまして、安心して住み続けられる地域づくりと、それから住んでよかったと実感できる土幌を実現してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

秋間議長 以上で大野明議員の質問を終わります。

質問順位4番、牧野圭司議員。

牧野議員 私は、土幌町のIT、ICT化について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、急速かつ強制的に社会全

体のデジタル化が進展しています。新型コロナウイルスの影響でテレワーク、ウェブ会議、オンライン授業が今後増加すると考えており、また農業分野においてもIT、ICTは重要であります。農村地域にも整備実施が決まり、これから光回線サービスが始まりますが、次の2点についてお伺いします。

1、農村地域の光回線整備状況と申込者に対する今後の対応について。

2、本町でのテレワーク、ウェブ会議はどの程度実施されているのか。

秋間議長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

高木町長 牧野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、農村地域の光回線整備の進捗状況についてですが、4月2日より中土幌地区から工事が始まり、これまで土幌町内の全地区において施工業者による工事が進められ、既にNTTに仮加入の申込みをされた世帯、地域の約8割で光ファイバーの新設工事が完了している状況であります。今後は、7月20日頃までに農村地区での整備が完了するスケジュールで進み、その後各家庭への接続工事が始まる予定となっております。NTTからの情報では、現在でも10班以上の工事担当チームが町内での作業に当たっているとこのことで、工事施工会社からは先ほど申し上げたスケジュールよりも若干早めに作業が進んでいるとの報告も受けております。また、実際の工事に当たっては、4月に町内8か所で開催をした春季町づくり懇談会の場で大型農業機械の圃場への出入口付近での敷設に関しては光ファイバーケーブルの地上からの高さは法定の4.5mをしっかりと確保するようとの要望がありましたので、町からNTT東日本帯広支店へ要望書を提出し、現場での作業に当たってはくれぐれも対応に万全を期すよう要請してきたところであります。

次に、仮加入の申込みをされた方に対する今後の対応につきましては、町内397世帯が仮加入の申込みをされており、5月にはNTTより仮加入の申込みをされた世帯に対し、NTTフレッツ光への本申込みの案内が郵送されているところであります。

また、現在インターネットプロバイダーであるオーレンスに加入されている89世帯には、令和5年3月末に現行の高速無線通信のサービスが終了することから、オーレンスの担当者が戸別訪問を行い、光回線への移行について対応を説明していると伺っております。

さらに、土幌町農協においては、今後光コラボレーション事業者であるドコモ、au、ソフトバンクの担当者による光回線の加入申込み手続の窓口を組合員向けに開設する予定であることも聞いています。町としましても仮加入の申込みをされている世帯が光回線に円滑に移行できるよう今後とも周知、対応に努めてまいりたい

と考えております。

次に、本町におけるテレワーク、ウェブ会議の実施状況についてありますが、試験的な取組として3月4日間と5月2日間に町職員1名が在宅でのテレワークを実施したところであります。ウェブ会議については、新型コロナが発生した令和2年以降は特に国や道などが主催する補助事業等の説明会のほか、町が主催する職員向け研修会や各種打合せなど様々な場面で多数活用することで、既に業務としては定着している状況にあり、私自身も十勝町村会などの各種会議等で活用をしているところであります。

以上、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

今回高度無線整備における光サービスで、農村地域の方はかなり快適にいろいろなコンテンツや動画配信サービスなどを無制限に楽しめると思います。家庭などで使用する以外に農家の方ができることってネットのほうで見てみるといろいろなことが書いてあるのですが、農家の方にとって光回線が通ることによってどんなメリットがあると想定されているかお聞きします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

光回線の整備により、これを契機としたスマート農業をはじめ農業分野のさらなるICT化の展開に期待をしているところであります。農業現場では、高齢化や労働力不足が課題となり、農作業の省略化、効率化を図る手段として、ロボット技術であるとか、ICT、IoTの利活用に大きな期待が寄せられていると認識をしております。

なお、今後の本町におけるスマート農業の推進については、農業振興対策本部が中心となり、関係機関等との協議を進めつつ、その取組を推進してまいりたいと考えております。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

テレワークとウェブ会議について再度伺います。

猛威を振っている新型コロナウイルス変異株は、感染力が強いので、クラスターになることも考えられます。役所でもクラスターが発生したという事例もあり、テレワークやウェブ会議をしなければならぬという状況下に置かれる可能性があると感じています。現在ウェブ会議はかなりの頻度で行っているということで、ウェブ会議のほうは慣れているのではないかと回答のほうから感じられましたが、テレワークのほうは答弁の中で一人の職員が試験的にやったということですが、今後もし多くの職員が濃厚接触者となって出勤ができなくなり、テレワークをせざるを得ないときが来ることを想定し、研修や訓練などを実施したほうがスムーズにテレワークができるのではないかと思いますし、そういったスキルも習得しなければならないと思います。

職員についても得意な分野、不得意な分野は当然あります。また、数年には必ず異動もありますので、職員全員がスキルアップするような対応が必要なのかと感じています。今回は試験的に行ったということですが、これが本格的に多くの職員が行うテレワークとなれば、業務内容によっては個人情報などを扱うことがあるのではないかと思います。その中でテレワークの問題点というのはどんなことが考えられるのか、またそれに対する対応はどのようにお考えかお伺いします。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

今回試験的に行ったテレワーク、職員は総務企画課の職員であります。町の備品でありますノートパソコンを自宅に持ち帰りまして、職場で通常業務で使用しているパソコンと自宅に持ち帰ったパソコンをリモート接続をすることで役場のファイルサーバーにもアクセスできまして、自宅においても職場での通常業務と同様の業務が行えるものとしたところでございます。自宅と職場の接続は比較的スムーズにできて、自宅で業務を行う上でそれほど不具合はなかったと聞いておりますが、自宅の回線のスピードやWi-Fi環境にも影響をされるようであります。今後多くの職員がこのようなテレワークに対応できるよう研修に努めてまいりたいと考えております。

また、テレワークに関する問題点、課題点としましては、まず1つ、ハード面では自宅に持ち帰ることが可能なノートパソコンの台数が限られていることから、これについては年次的に台数を増やしてまいりたいと考えております。

次に、ソフト面におきましては、議員ご指摘のとおり住民票や国民健康保険、税情報などの住民基本情報を扱う基幹システムには自宅からはアクセスできない、これは環境になっておりますが、それ以外でも通常業務の中でそれ以外の個人情報を扱うことが当然ありますので、セキュリティ対策をしっかりと行う必要がございます。

なお、テレワークに関してであります。役場の業務というのはパソコンに向かってやるだけでなく、窓口対応というものも多いため、有事の際には必要な窓口対応が可能となるよう新型インフルエンザ等発生時の土幌町業務継続計画というものを定めておりまして、その範囲の中で出勤者を確保しながら進めていくと考えているところでございます。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

非常時のときの対応はどのようにしていくのかというのは本当に重要だと思います。テレワークとはいえ、個人情報に絡むということなので、そこは慎重に扱い、情報漏えいなどの事故がないよう、その辺の体制整備よろしく願います。

そして、今回光ファイバーの整備により情報通信基盤の格差が解消されます。町民全体が快適な環境でいろいろな情報が手に入ると思い

ます。住民への情報提供につきましては、これまで公式ホームページや防災無線、公式フェイスブックを開設しており、さらに町の公式ラインがこれから始まっていくということで、5月の臨時議会の補正予算の中でお話がありましたが、AIによるチャットボットが大きな機能なのかなと思っております。まだ稼働していない状況でございますが、先日説明があったボット機能やセグメント配信のほかにも今後どのように進化させていくのか、また今年からホームページも新しくなり、見やすいページになったと思っておりますが、まだまだ課題も多いかと思っております。このホームページについてもこれからどのように進化させていくのか伺います。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 まず、ラインの機能についてであります。6月1日から公募型プロポーザルによって業者の選定を昨年の町のホームページと同様に実施をしている最中でございます。7月中には業者が確定する予定でございます。具体的な機能についてはこれから検討していくことになります。なお、業者選定に向けての仕様書には、議員からお話がありましたAIチャットボット、いわゆる人工知能による会話を行うようなシステムなのですが、それ以外にもアンケート機能、それから予約機能などを持たせるよう定めております。

次に、今年リニューアルをいたしました町の公式ホームページについてであります。現在防災無線の内容がホームページのほうに自動的に表示されるような作業を行っているところであります。また今回リニューアルによって新たにイベントカレンダーの機能を追加しておりますので、これらの機能を活用して、さらによりよく町民の皆様にはお知らせできるよう引き続きホームページの内容の充実には努めてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

秋間議長 再質問あれば許します。牧野議員。

牧野議員 ラインについては、今後幅広く追加していく予定ということで、その活用は私たちの町民向けのサービスの一環として大きなメリットがあると感じますが、幅広い年齢層に対応することも大事だと考えます。また、ラインを利用した見守りサービスというものがあり、単身者を見守る手軽な手段として注目されているようです。個人情報を入力しなくても定期的に届く安否確認にオーケーをタップするだけで無事の確認ができるようです。また、人との接触が減っている今孤立化やひきこもりにもならないためにもラインを使っただけの地域コミュニティづくりもいいのかと思いますので、こういったものを導入してみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

秋間議長 町長、答弁求めます。

高木町長 先ほど申し上げましたように、現在ラインに関しましては公募型プ

ロポーザルにおいて業者の選定に向けて準備中のございまして、議員からのご提案の機能についても仕様書の中に記載してある対応機能を応用してできるのではないかと考えておりますので、業者の選定後担当課とも連携、協議し、こういった機能の導入について検討をしてみたいと考えておりますし、また導入後においても年次的に様々な機能のアップが図れるような基本システムを持つ業者を選定してみたいと考えております。

秋間議長
牧野議員

再質問あれば許します。牧野議員。

それでは最後に、新型コロナウイルスの世界的流行により私たちの生活様式は一変し、アフターコロナの先にある持続可能な社会の実現が課題であり、政府は今Society5.0とかということでサイバー空間、仮想空間とフィジカル空間、現実空間を高度に併用させたシステムを取り入れることでビックデータをAIが解析し、その結果が現実世界の人間にフィードバックされるようになるようです。これは、これからの社会であり、未来の戦略で最新テクノロジーを使うことを避けられない状況にあるということなのですが、あまり現実味のない話にあるように感じております。今はSociety4.0ですから、今の時代から少し進歩した社会かなと思います。でも、この先想像を超えた進化がどんどん発展していき、健康や福祉、少子高齢化、人手不足、スマート農業などいろいろな分野で大きく時代が変わってくるのだらうと思います。また、ウィズコロナ時代に向けての新サービスも出てくると思いますし、同時に近年は洪水や猛暑などの災厄も多く発生しており、社会基盤としての情報通信の役割がますます大きくなっていると感じています。その中で土幌町が未来に向かっての方針や構え、取り組み方というのは必ず出てくるのだらうと思います。きっとまだ分からない部分が多いかと思いますが、今回光回線が全域に整備されることで大きく進化していくのだと思います。そのときどのように超スマート社会を取り入れていくのか、町長の得意分野ともお聞きしていますので、町長にその辺を最後にお聞きし、私の一般質問を終わります。

秋間議長
高木町長

町長、答弁求めます。

得意分野というわけではないのですが、まず農家の方々におきましては先ほど述べましたようにスマート農業を取り入れることによりまして作業の大幅な改善によります農作業の効率化あるいはビッグデータを活用したきめ細やかな家畜ですとか、作物の管理によります持続可能な農業というものが期待ができるのではと考えております。

また、超スマート社会の構築は、物、情報サービスに誰もがアクセスできる仕組みづくりが求められていますが、議員から先ほどお話がありましたAIチャットボットはその一例であると考えておりまして、今回ラインの中に取り入れていく予定となっておりますので、例としましてごみの出し方ですとか、各種いろんな役場での手続の方法、

3

秋間議長

これを使って調べることができることになって、より便利になることが期待をされます。またあと、AI、人工知能については様々な分野での活用というものが既に進められてきておりまして、本町としましても今後AIを行政サービスで活用できる分野を模索しまして、牧野議員から話のありました超スマート社会の実現のために町としても進んで取り組んでまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で牧野圭司議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第3、議案第8号「令和4年度土幌町一般会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

西野総務
企画課長

総務企画課長、西野よりご説明申し上げます。

議案第8号 令和4年度土幌町一般会計補正予算[第2号]ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,181万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億1,291万3,000円に改めようとするものです。

地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものといたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款1項14目愛のまち建設基金費では、町民の方々から賜りました一般分の寄附の追加に伴い、24節積立金に基金積立金1,055万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、物価高騰等に対応する国の緊急経済対策に盛り込まれました生活困窮者等支援に係る事業として、住民税非課税世帯に対する給付金の給付に要する費用及び当該国の給付金へ町独自に給付額を上乗せするための費用について計上するもので、10節需用費、11節役務費には各種事務費用を合わせて56万5,000円を追加、18節負担金補助及び交付金に国の給付金及び町独自の上乗せ分を合わせて生活応援臨時特別給付金2,040万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金などを合わせまして2,096万5,000円を充当するものでございます。

次に、2項1目社会福祉総務費では、保育所等における感染症拡大防止対策の継続的な実施に伴う費用として、10節需用費の消耗品費に20万円を追加し、特定財源として保育対策事業補助金を10万円充当、その次の2目認定こども園費では、感染症拡大防止対策に係る費用として認定こども園の非接触体温測定器の購入費用として17節備品購入費の施設備品購入費に20万4,000円を追加し、特定財源として保育対策事業補助金を6万9,000円充当するものでございます。

11ページに移りまして、5目子育て支援推進費では、物価高騰等に

対応する国の緊急経済対策に盛り込まれました生活困窮者等支援に係る事業として、低所得の子育て世帯に対する給付金の給付に要する費用及び当該国の給付金へ町独自に給付額を上乗せすると併せて国の給付対象とならない世帯にも町独自の基準を設け給付を行うための費用について計上するもので、11節役務費に口座振込手数料15万4,000円を追加、18節負担金補助及び交付金に国の給付金及び町独自の上乗せ、横出し分を合わせて子育て世帯生活支援特別給付金1,510万円を追加し、特定財源として地方創生臨時交付金などを合わせまして1,525万4,000円を充当するものでございます。

次に、4款1項6目新型コロナワクチン接種事業費では、ワクチン4回目接種に必要な費用として、11節役務費、12節委託料に合計618万1,000円を追加し、特定財源として国の負担金、補助金を同額充当するものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費では、農業者年金業務委託交付金の確定に伴い、18節負担金補助及び交付金に農業者年金協議会補助金9万5,000円を追加し、特定財源として農業者年金業務委託交付金を財源補正を含めて70万5,000円を充当するものでございます。

次に、7目土地改良事業費につきましては、地方債の事業区分変更に伴う財源補正でございます。

1枚おめくりいただき、12ページを御覧願います。7款1項2目観光振興費では、しほろ温泉プラザ緑風の旧館の屋根補修並びに新館の客室エアコン改修に係る費用として、14節工事請負費に597万円を追加するものでございます。

次に、8款2項3目道路橋梁新設改良費につきましては、地方債の事業区分変更に伴う財源補正でございます。

次に、9款1項2目非常備消防費では、新規消防団員の被服購入費として、17節備品購入費の被服購入費に34万8,000円を追加するものでございます。

次に、10款6項3目学校給食センター管理費では、原油価格や物価の高騰等による学校給食における食材費等の調達経費の増に伴う費用として、10節需用費の消耗品費に26万円、賄い材料費に178万3,000円をそれぞれ追加し、特定財源として地方創生臨時交付金を204万3,000円充当するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページを御覧願います。特定財源につきましては、歳出予算でそれぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。8ページ下段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に434万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に、5ページを御覧願います。第2表、地方債補正は、上居辺地区道営特別農道整備事業及び橋梁長寿命化修繕事業に関し新たな辺地

総合整備計画の策定に合わせ、起債事業区分を変更しようとするものでございます。

なお、最終ページ、13ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な施策について保健福祉課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

秋間議長
藤村保健
福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案の説明資料15ページ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金から18ページの子育て世帯生活支援特別給付金までを保健福祉課、藤村のほうからご説明しますので、説明資料15ページをお開き願います。

まず先に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の国の事業でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住民税非課税世帯に対して給付金を交付することで経済的な負担の軽減を図ることを目的としております。

事業の概要でございますが、支給対象者は①、住民税非課税世帯において令和4年6月1日現在町内に住民票がある方で、令和4年度住民税非課税世帯となった世帯で、令和3年度に既に給付を受けた世帯は対象外でございます。

②、家計急変世帯は、家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯でございます。ただし、市町村民税の均等割が課税されている者に扶養されている世帯は対象外となります。

支給額は1世帯当たり10万円、予算計上額は700万円でございます。

説明資料16ページを御覧ください。生活応援臨時特別給付金（町単独事業）でございますが、国の事業に併せて給付することで、より幅広い世帯の経済的な負担の軽減を図ることを目的としております。

事業の概要でございますが、支給対象者は令和4年度に住民税均等割が非課税となった世帯または国の事業の給付対象となった家計急変世帯でございます。

支給額は1世帯当たり2万円、予算計上額は1,340万円でございます。

下の表でございますが、国と町の事業をもう一度ご説明いたします。国の事業で支給される対象者は、令和3年度住民税課税世帯であって給付対象外となった世帯のうち、新たに令和4年度住民税非課税世帯となった世帯及び家計急変世帯となった世帯に対して、1世帯10万円を支給するものです。

町単独事業は、令和4年度住民税非課税世帯であれば1世帯2万円を支給するもので、後ほど説明します子育て世帯生活支援特別給付金

の対象となった方は重複支給を避け除くことといたします。

なお、これらの事業は前年度の事業と同様に対象者には町であらかじめ把握している口座へ振り込むプッシュ型の支給を行うことにより、速やかな経済対策を図っていきたいと考えております。

17ページをお開き願います。国の子育て世帯生活支援特別給付金についてご説明いたします。事業の目的ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得者の子育て世帯に給付金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るためのものがございます。

事業の概要ですが、支給対象者は令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯のうち、①、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給対象者となる児童、②、平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの高校生等、③、令和5年2月28日までに生まれた児童のいる保護者でございます。

支給額は児童1人当たり5万円を支給するもので、予算計上額は300万円となっております。

説明資料の下の表は、後ほど説明させていただきます。

次に、町単独事業を説明しますので、18ページを御覧ください。事業の目的ですが、国事業に対して上乗せ、横出し事業として給付金を交付することで、より広い範囲の子育て世帯への経済的支援を図るものがございます。

事業の概要ですが、支給対象者は①、令和4年4月分の児童手当の支給対象となる児童、②、平成16年4月2日から令和5年3月31日生まれの児童、③、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に在学する学生で、保護者の所得が右の所得制限基準を超えた場合は対象外となります。

支給額は国の事業の対象の方には1人につき2万円、国の給付支給対象とならなかった方は1人目の子供に5万円、2人目以降に1人につき2万円を加算します。予算計上額は1,210万円。

その他でございますが、国の事業の対象外となる令和5年3月1日から31日までに生まれた児童は、国の支給要件とみなす。対象者となる場合、町単独から国分を合わせた額を支給することとします。

国と町単独を合わせた事業の対象者と支給額をもう一度説明しますので、説明資料17ページを御覧ください。資料の下の表でご説明いたします。表の上、児童扶養手当を受給している独り親は、国の事業で子供1人5万円を北海道から、表の真ん中の住民税非課税世帯の保護者は町から支給する制度でございます。国の事業の支給に併せて町の単独事業で独り親及び住民税非課税世帯の子供1人当たり2万円を上乗せするものがございます。表の下、住民税が課税されている世帯の保護者は、国の事業は対象外となりますが、町の単独で所得制限を設

	けた上、子供 1 人目に 5 万円、2 人目以降 2 万円を加算して支給いたします。
	以上で説明を終わります。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第 8 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
4	日程第 4、追加議案第 9 号「工事請負契約の締結について」 を議題といたします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
亀 野 副 町 長	議案第 9 号 工事請負契約の締結について説明をいたします。 これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決を求めるものであります。 工事名は公営住宅若葉団地新築工事（建築主体）でありまして、契約金額は 6,501 万円、契約の相手方は土幌町字土幌西 1 線 158 番地、北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己、工期は契約の日から令和 4 年 11 月 30 日まで、契約方法は指名競争入札であります。 3 ページと 4 ページを御覧願います。入札執行日時は令和 4 年 6 月 2 日午前 9 時、指名業者は萩原建設工業株式会社ほか、記載の 7 社であります。入札経過は第 1 回決定、予定価格は 6,713 万 3,000 円、落札率は 96.84%、最高入札金額は 6,644 万円でございます。工事概要は、公営住宅等整備事業、木造平家建て、1 棟 4 戸長屋、1 棟当たりの面積は 279.41m ² でございます。間取りは 2LDK となっております。 4 ページには、整備計画図を掲載してございますので、ご参照願います。
	以上、簡単ですが、説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから追加議案第 9 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり決定されました。

5

日程第5、追加議案第10号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野 議案第10号 工事請負契約の締結について説明をいたします。

副町長 これは、議案第9号同様議会の議決を求めるものであります。

工事名は公営住宅中土幌団地新築工事（建築主体）でありまして、契約金額は6,182万円、契約の相手方は議案第9号同様北斗産業株式会社代表取締役、瓦井弘己、工期は契約の日から令和4年11月30日まで、契約方法は指名競争入札であります。

6ページに移りまして、入札執行日時は令和4年6月2日午前9時、指名業者は萩原建設工業株式会社ほか、記載の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は6,378万9,000円、落札率は96.91%、最高入札金額は6,314万円でございます。工事概要は、公営住宅等整備事業でございまして、木造平家建て、2戸長屋を2棟、1棟当たりの面積は118.44m²でございます。間取りは1LDKとなっております。

次のページ、7ページには整備計画図を掲載してございますので、ご参照願います。

以上、簡単ですが、説明といたします。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから追加議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6

日程第6、追加議案第11号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野 議案第11号 工事請負契約の締結について説明をいたします。

副町長 これは、議案第9号、第10号同様に議会の議決を求めるものでございます。

工事名は国保病院ボイラー等整備改修工事でありまして、契約金額は1億5,785万円、契約の相手方は帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会代表取締役、奥原宏、工期は契約の日から令和4年11月30日までとなっております。契約方法は指名競争入札であります。

次に、9ページ、10ページを御覧願います。入札の執行日時は令和

	<p>4年6月2日午前9時、指名業者は池田煖房工業株式会社ほか、記載の8件であります。入札経過は第1回決定、予定価格は1億611万6,000円、落札率は98.58%、最高入札金額は1億5,867万5,000円でございます。工事概要は、空調設備一式、ボイラー設備一式であります。病院の暖房及び給湯は既に21年が経過しておりまして、メンテナンスを行いながら延命を図ってまいりましたが、突発的な故障の頻度が高くなることが想定されますことから、安心して病院を利用いただけるようこのたび80万kcalのボイラー3基と必要な設備を整備するとともに、空調関係設備の更新を行うものでございます。</p> <p>10ページに概略図を掲載してございますので、ご参照願います。</p> <p>以上、簡単ですが、説明といたします。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから追加議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7	<p>日程第7、会議案第3号「議員派遣の件」を議題といたします。</p> <p>北海道町村議会議長会主催の議員研修にお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。</p> <p>なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取扱いについては、議長に一任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認め、本件については議長に一任することに決定いたしました。</p>
8	<p>日程第8、意見書案第3号「食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る要望意見書」を議題といたします。</p> <p>意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。</p>
中村委員長	<p>士幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書の審査報告をさせていただきます。</p> <p>意見書案第3号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と</p>

国民への理解醸成を図る要望意見書については、5月24日に士幌町農民協議会会長、大野健二氏より提出されました。5月30日開催された議会運営委員会において当委員会に審査が付託され、6月3日に総務文教委員会を開催し、審査を行いました。現在ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や新型コロナウイルス感染症の影響により、国際情勢は極めて不安な状況にあります。加えて3年目を迎えるコロナ禍により農畜産物の需要が減退し、在庫が増え続ける中、燃料や生産飼料の価格が高騰し続けるなど、食料の安全保障を根底から揺るがす状況になっております。農業は、士幌町の基幹産業であり、商工業をはじめとした町内全ての産業は農業と関わりが非常に深いことから、経済環境の悪化は町民の生活に直接深刻な影響を及ぼしています。委員会の審査では、意見書の趣旨などについて審議を行い、国策である食料の安全保障を強化するため、国の予算を拡充、強化することは極めて重要であるとの認識により、全員一致で本意見書を採択すべきとの結論を得て、意見書案第3号を提出したものであります。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書を可決していただき、関係各所に送付いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもって委員会審査報告並びに意見書案第3号提案理由の説明とさせていただきます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから意見書案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9 [日程第9、意見書案第4号「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」](#)を議題とします。

意見書案の朗読を省略し、審査報告並びに提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長。

森本委員長 それでは、士幌町議会会議規則第95条第1項の規定に基づき、意見書審査報告をさせていただきます。

意見書案第4号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書については、士幌地区連合会会長、野村圭子氏より提出され、5月30日開催の議会運営委員会において当委員会に審査が付託されました。6月3日に委員会を開催して審査を行いました。委員会では、意見書の趣旨等について質疑を行い、新型コロナウイルス感染症や国際情勢の影響を大きく受ける中で、経済の自立的成長の実現に向けて最低賃金

の引上げは重要であり、経験豊富な労働者の時間額を一定の水準に改善すること、同時に中小企業に対する環境整備等の支援と経営安定につながる実効ある対策が求められるなどの理由により、意見書に賛同できることから、本意見書を採択すべきとの賛成討論がありました。採決を行い、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書案第4号のとおり提出したものであります。

議員各位の満場の賛同を賜り、この意見書を可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いを申し上げます。

以上で審査報告並びに意見書案第4号の提案理由の説明とさせていただきます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから意見書案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 0 日程第10、意見書案第5号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題といたします。

なお、意見書案第5号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから意見書案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 1 日程第11、意見書案第6号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」を議題といたします。

なお、意見書案第6号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
1 2	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、意見書案第7号「森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。</p> <p>なお、意見書案第7号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋間議長	<p>討論なしと認め、これから意見書案第7号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。</p> <p>総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申出がございます。</p> <p>お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。</p> <p>以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。</p> <p>したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会をいたします。異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p>

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。
これで本日の会議を閉じます。
令和4年第2回土幌町議会定例会を閉会いたします。
(午後 0時26分)